

第1回（仮称）王寺町まちづくり基本条例審議会

日時：令和元年8月7日（水）午後7時～

場所：王寺町役場3階 応接会議室

1. 委嘱状の交付

第1回の審議会開催にあたり、町長から委員への委嘱状の交付が行われた。続いて、町長からのあいさつが行われた。

2. 町長あいさつ

皆様、こんばんは。大変暑い中にも関わらず、皆様には審議会にご参集いただきましてありがとうございます。

王寺町は今年の3月に、10年先を視野に入れて総合計画を策定しました。世の中の動きは本当に激しいものですが、予測できるものはできるだけ視野に入れて、この王寺の町がどういうたたずまい、形、仕組みを備えていけばよいかを議論の上まとめました。

その中のキーワードに「参画・協働」があります。今の時代の住民自治をどのように具体化していくのか、様々な行政ニーズの中で、地域で受け持つことがふさわしいものを見極めながら、フレームを作り、準備をし、お互い協力しながら、「全体」としてよりよい行政サービスを実現していくということです。行政と住民の皆さんが手を携えてどう役割分担をしていくのか、それを実現する一つの大きな枠組み、ツールとしてまちづくり基本条例があると思っています。テーマはたくさんあります。どのような枠組みや仕組みを作っていけばいいかを皆さんでご議論いただいて、王寺町にふさわしい条例を作っていただけたらありがたいです。内容につきましては、協働・参画の仕組みづくりというテーマを最優先に議論していただければ幸いです。

お忙しい中、お集まりいただいて恐縮ではありますが、王寺の町が周辺地域でリーダーシップを発揮していくために、まちづくり基本条例を作る上で、皆様のお力添えを賜りたいとお願いして冒頭のご挨拶にさせていただきます。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

3. 委員の自己紹介

委員名簿に従って委員一人ずつ自己紹介を行い、続いて事務局の紹介が行われた。

・開催要件の確認等

王寺町附属機関の設置に関する条例第6条2項により、委員の過半数の出席が開催要件となっている。本会議において、委員15名中15人の出席があり、会議が成立することが事務局より報告された。

また、審議会の要旨と委員一覧を、ホームページ等で公開されることが報告され、了承された。

4. 審議会会長及び副会長の選出について

審議会の会長・副会長の選出は、委員の互選により行う旨、事務局より説明があった。これを受

けて、委員から、地方自治や政策を専門にしている新川委員を会長に、壬生委員を副会長にとの推薦があった。これを諮ったところ、他委員からの異議はなく、新川委員・壬生委員の承諾も得られ、会長に新川委員、副会長に壬生委員が選出された。

5. (仮称) 王寺町まちづくり基本条例の諮問について

「まちづくり基本条例」の策定について、平井町長から審議会への諮問が行われ、諮問書が新川会長に手渡された。

【事務局】

審議会の設置目的を説明します。

行政に求められる住民ニーズが高度化する一方で、人口減少や高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会保障費の増大など、国、地方自治体共に財政状況は厳しさを増しています。今後、さらに人口減少や高齢化が進んでいく時代の中で、社会の変化に対応し、確かなまちづくりを進めていくためには、住民と行政が協働して様々な課題解決に取り組んでいくことが求められます。

王寺町では、今年3月に町の全分野の政策の基本方針となる総合計画を策定しました。施策の最初に「参画・協働」という項目を掲げており、その中で「行政の主な取組」の「協働意識の確立」という項目のところに、「まちづくり基本条例」の制定を目指すとしており、特に重要な取組として今年度から取り組んでいくこととなります。

まちづくり基本条例は、協働のまちづくりの実現のため、町政運営の主体である町民、議会、行政のそれぞれがどのような役割を担っていくべきなのか、基本的なルールを定めるものです。この審議会は先ほどの諮問に応じて、まちづくり基本条例制定に向けて調査・研究を行い、町長に答申していただく諮問機関となります。

6. 基礎学習「まちづくり基本条例について」

資料4をもとに、新川会長からまちづくり基本条例の策定の背景や構成などについてレクチャーが行われたのち、質問・意見交換が行われた。

【会長】

(仮称) 王寺町まちづくり基本条例の制定についての諮問ということでした。町長さんからいただいた諮問は何よりも「参画と協働のまちづくり」を進めていくための条例の検討をお願いしたいということでしたので、そういった前提のもとで話します。

まちづくり基本条例に類似するものとして、行政基本条例、議会基本条例、参画と協働の条例、住民参加条例などがありますが、基本のところはそんなに変わりません。こういったものが全国で作られ、実現されています。

こういったまちづくり基本条例のようなものが、町民の皆さんあるいは町政運営にどういった意味があるのか、もう一度考えておかななくてはなりません。その上で、この条例のあり方、内容を吟味し、これからの町民の皆さんの暮らしやそれを支える町政に役立つ条例になるのかを考えてみたいと思います。

こういった条例制定に向けて検討する際には、考えておかななくてはならない点が多々ありますので、そういったこともお話ができればと思います。

名称としては、「まちづくり基本条例」と「自治基本条例」が使われています。全国的にはまちづくり基本条例とする名称の方が多いですが、中身は似ています。あまり区別する意味はなく、基本的な性格は共通しています。

一つは、それぞれの地方自治体のまちづくりの一番基本となる条例として、場合によっては「自治体の憲法」という言い方をされることもあり、まちづくりとそれを支える地方自治の基本的な理念や原則を定めるという特徴です。町に関わることがおおよそ全てについて、理想とそれを実現する基本的な方法が定めてあると考えていただければよいと思います。町民の皆さん、民間事業者の皆さん、そして町長さんや行政の皆さん、議会の皆さんがそれぞれどういった権限や権利を持ち、一方でまちづくりのためにどういう義務を負うのかを定めるということになります。義務を負うとはいえ、努力義務にとどまっているものがほとんどです。

もう一つ重要なのが、将来の町をどういう姿にしていきたいのか、どういう町民生活を未来に向けて作っていきたいのかを定めてあるところに特徴があるということです。もちろん、将来の目標に向けてこれから作られる条例や計画は、全てまちづくり基本条例に沿ったものになります。

これからのまちづくりの基準、基本的なものの見方などを提供するのがまちづくり基本条例の役割と考えていただければよいと思います。

全国で約 380 の自治体でまちづくり基本条例、自治基本条例といったものが定められています。この数字は全体の 20% を超えていて、毎年少しずつ増えています。20 年以上前から作られ始めていて、大阪府箕面市の「まちづくり理念条例」以来、様々な自治体で策定されてきました。名称に「まちづくり」とつくものが早い段階では多く、「自治」とつくものはその後多く出てきます。中には、「まちづくりと自治に関する基本条例」という、「まちづくり」と「自治」の両方並べているところもあります。

まちづくり基本条例が出てきたのは 20 世紀から 21 世紀へと入る頃で、日本社会そのものが成熟社会になって、失われた 20 年などと言われている時期であり、一方で地方分権改革が進み、私たちの暮らし方やそれを支える政治や行政が大きく変わってくる時期でした。バブル崩壊以降は、私たち一人ひとりの物事の考え方、価値観、意識はずいぶん変わってきているのだらうと思います。人口減少局面に入り、縮小社会的な状況の中でのまちづくりをどう考えていくのか、それぞれの地域での暮らしをどう考えていくのかをしっかりと見据えると、私たちの身近な市町村を中心に暮らしを立て直していこうとなりました。これは地方分権改革の狙いでもあり、同時に地域の皆さんの願いでもあったのではないのでしょうか。いずれにしても、地域の自主的・自律的なまちのあり方を見直す貴重な機会として、まちづくり基本条例の制定があります。

もちろん、まちづくり基本条例を作ったからといって劇的に変わるということはありません。中には作りっぱなしになって、何のために作ったのか分からないところもあります。一方で、この条例が地域の皆さんの何らかのよすがとなって、まちづくりの様々な場面で作用している例もあります。そういう役割や価値を見据えて、まちづくり基本条例を作っていくことになります。

まちづくり基本条例を作る最終的な目的は、住民の皆さんが自身の暮らしを考えていくことにあります。何をしないといけないのか、どう関わらないといけないのか、その中で何を考えていかな

くてはならないのか、いわば良き町民として一緒にまちを作っていこうと思ってもらうための条例となります。

総合計画のようなものを作って、計画書に基づいて頑張ればよいではないかという議論もあるかもしれませんが、あえて条例にするということについて考えておきたいです。

法律上は、国会が制定する法律と対比できるのが条例となります。条例は地方自治体の最高法規と言ってもよいものです。条例の大きな役割は、住民の皆さんあるいは議会、行政の権利、権限、義務を定めることです。もちろん、国の法律ほど大きな権限があるわけではありませんが、やるべきことをルールとして明確にして強制する力があるということが条例の特徴です。

条例制定の手続きは、一般的には町長が議会に提案し、議決を経て条例ができます。この手続きは重い手順を踏むことになるため、一度作ると変えにくいルールとなります。もちろん、時代とともに法律も条例も合わせて変えなくてはなりません、しっかりとした理由がなければ変えるわけにはいきません。

最後に、条例にすると公の文書となります。しかも、まちづくり基本条例ということで、私たちの町をこんな町にするぞと高らかに宣言することになります。

こういったまちづくり基本条例ですが、どんな中身のものがこれまで作られてきたのか、少しだけご紹介します。

まちづくり基本条例の中には、前文が付いているケースが多くあります。いずれ勉強していただくときに、他の自治体がどんな前文を作っているのか見ていただきますが、その町の歴史や文化、そしてそれが今どう活かされ、将来に向けて何を考えなければならないのか、そういったことが書かれています。

条例を作る目的とその実現のための原則、条例の中で使われる言葉の定義について定めるのが第1章の「総則」になります。先ほど、町長さんから「参画と協働に基づいたまちづくり」ということでお話をいただきましたが、では「参画」や「協働」をどのように定義していけば王寺のまちづくりに合うのかななどを、この「総則」で考えることとなります。

2つ目に大事なのが、町民の皆さんがまちづくり基本条例を通じてどうまちに関わるのかについて、権利や義務を定めることです。もちろん、一般的で抽象的な記述ですので、個別具体的に制約があるような文言にはなりにくいのです。こういったものが出てくるのが第2章です。

第3章では「議会」です。王寺町の場合は議会基本条例をお持ちですが、まちづくりの基本にどう議会が関わり、役割や責任を負うのか、まちづくり基本条例の中でも制定しておく意味があるかもしれません。これは議会の皆さんとの相談ということになるかと思えます。

第4章では執行機関である町長さん、行政の皆さんの役割や責務について定められるということになります。こちらも一般的な原則ですので、まちづくり基本条例の趣旨に従ってきちんとやっってくださいということが書かれます。

第5章では、財政運営をする、効率的に仕事をする、公平・公正に業務を執行する、法令遵守をするなどの町政運営の原則が出てきます。

その後は、王寺町の場合は「参画と協働の条例」ですので、そのためのいくつかの条件を定めていくということになるかと思えます。今後の議論の中に出てくる必要なものの一つは情報の共有になるかと思えます。行政の情報も、町民の皆さんが持つ情報も、まちづくりに関わる情報をどのよ

うに共有していくか定める必要があるかもしれません。「参画と協働」についても具体的に、例えば町政にどのように参加していけばよいのか、どういう協働の進め方をすればよいのか、こうしたことを定めていきます。

今後の議論の中で検討いただければと思いますが、第 8 章で出しているのが「広域連携」です。北葛城の他の町と一緒に色んな活動をしていると思いますし、他の地域の方々との関係もあるかもしれません。こうした広域連携も、まちづくりの基本的な方向の一つとして掲げられるケースがあります。

最後に、どのケースでも出てくるのが第 9 章の「条例の見直し」です。必ずと言っていいほど見直しについて書かれるのは、まちづくり基本条例の大きな特徴です。なぜ見直しが入るのかというと、どの自治体もこのような条例を作るのは初めてですので、実際にやってみて不具合が出るということがありますので、条例の狙いに沿って町政運営あるいは住民の参画や協働が進んでいるかチェックをしたり、場合によっては条例を見直したりします。近年では、2011 年の東日本大震災という非常に大きな自然災害を受け、自然災害に対する危機管理や防災の観点をまちづくりの基本的な柱にしようと改正されたところもあります。

まちづくり基本条例では、住民自治や民主主義、あるいは分権といったものが理念となります。そしてこの理念を実現していくための基本原則として、参画と協働や情報の共有、透明性と説明責任の確保が挙げられるケースがよくあります。

こうした理念と原則に基づいた自治体の運営として、行政の運営については民主制、法律による行政、公平、公正、透明、公開、効率性、有効性、成果主義などが込められているケースがあります。

一方で住民の皆さんの権利や義務については、町政に参加をする権利が基本にあります。また、住民の活動として地域での活動に参加する権利があります。もちろん、情報公開の条例等をお持ちですので、重複するところもありますが、知る権利や情報を共有する権利についても入れられるケースも多くあります。また、法律上もそうですが、町のサービスを公平に受ける権利があります。

ただし、権利だけでなく、町民の皆さんにはまちづくりに自ら積極的に関わって、まちづくりをより良く進めていく責務もあるということで、活動への参加を権利であり同時に義務であると定めているケースもあります。こうした参加をしていくためには、町民の皆さんにも町の状況を知ってその上で活動する必要があるので、勉強をして、まちづくりの担い手として成長していただくということが考えられています。また、まちづくりのためには様々な場面で負担をいただくことがあります。そういったものを分担し、地域を支えることも掲げられます。

町長さんは、先ほどの行政の役割や責任を果たすために、トップとして住民参加、協働による行政運営や情報の共有、説明責任あるいは住民のニーズに応える応答責任をしっかりと果していくということになります。

議会の皆さんについては、住民を代表した行動をきちんと取ること、そして重要な決定については活発に議論をして政策形成に努め、行政をしっかりと監視し、必要な修正を行うことを求めています。一方で、議会に対しては透明性や公開性を確保することも求められます。さらには、議論があるところですが、議会にも住民が意向を発言できるように住民参加を進めることを求めるケースもあります。議会基本条例との兼ね合いがありますので、そちらとの関係で考えなくてはなりません。

ん。

議員の皆さんについても書かれているケースが多くあります。こちらも議会基本条例と重なるところがあると思いますが、議員さんには積極的に調査をしたり提言をしたりする努力義務、または審議をしっかりと行い、さらには議会の活動を住民の皆さんに説明をする、そして議員としての資質を守るといった、政治家としての倫理を守り議会活動を規律正しく行うことが重要だと定めます。

まちづくりをきちんと進めていく基本的な手順の一つが住民の参画です。まちづくり基本条例では、参画の権利を保障するといった仕立て方が多くあり、そのためには自治体そのものの運営が住民参加によって成り立つという考え方が必要になってきます。そして、こういった住民参加の機会の提供をまちづくり基本条例の中で具体的に謳っているケースもあります。

比較的好く出てくる住民参画の手法の一つはパブリックコメントです。重要な物事の最終決定前に、町民の皆さんに見ていただいて意見をもらい、そして最終決定をしていくという手順を踏みます。

それからパブリックインボルブメントです。多様な参加手法をまとめてこういった言い方をしていますが、町民が政策や事業の決定に積極的に関わり、利害関係者の方々も積極的に参画していく手法です。

また、住民投票をまちづくり基本条例の中に掲げているケースもあります。もちろん、現在の制度の下で王寺町としての物事の決定は、最終的に町長さんと議会にあるのですが、住民の皆さんの意向を重く受け止め、住民の皆さんにしっかり考え、意思表示をしてもらう機会として住民投票という仕組みを導入するという考え方もあります。

それから、この審議会もそうですが、公募型で市民の方に参画してもらう方法もあります。最近は無作為抽出型の参加をされているところもあります。住民票あるいは有権者名簿などでランダムに選んだ人たちに参加してもらうということです。公募型にするとどうしても問題に関心のある方だけが集まりますが、ランダムに集めると普通の町民の声が聞こえてくるので良いという意見もあります。

もう一つ重要な鍵が協働です。これからのまちづくりを考えていく上で、行政で出来る範囲が限られています。これまでも、多くの行政サービスは町民の皆さんの協力でうまくいっていて、実態としてはこれまでも協働をしてきました。この審議会にも、地域で自主的な活動をされている方々がたくさんいらっしゃいます。こういった活動と行政が連携をするだけでなく、町民同士がスクラムを組んで進んでいけるところもあるのではないのでしょうか。その際には、目標を共有して、お互いの立場を尊重しあいながら、透明に公平に物事を進めていくような協働のあり方を作っていく必要があるということを書いていくのが「協働によるまちづくり」の条項となります。いわば協働の進め方の基本枠組みを定義するということになります。

参画や協働を進めていくために、いかに情報を共有しておくのかということになります。今、何が起きているのかを共有できていなければ、物事を進めづらくなります。これは行政の責任だけでなく、住民の皆さん相互の情報共有も重要な役割になります。

最後に、こうした条例の推進や見直しをどう書いておくのかについてお話しします。まちづくり基本条例は、各市町村が初めて作るものでした。それも、一斉に作りませんでしたので、自分たちのものは自分たちで見直していかなくてはなりません。できれば毎年、どれぐらい条例に沿って物事が進

んだかを報告するというのも条例に謳うこともできます。あるいは、その推進や監視のための住民参加型の仕組みを設けるというのもあります。

また、条例制定後の定期的な見直しを規定して、必要であれば見直していく仕組みにするケースもあります。これからのまちの変化を考えたときに、社会的にも経済的にも従来とは違うものになるというのは王寺町も例外ではありません。県や国が考えることも変わっていくでしょうし、何よりも町民の方々の暮らし方が今と同じ状態で続いていくということはないでしょう。そういったことを踏まえながら、この条例のあり方を考えていくということになります。

最後に、まちづくり基本条例を作っていくときに、これだけはということについてお話しします。まずは審議会の段階でも、各団体の方にご参加いただき、さらに公募の形で住民代表として参加いただいています。おそらく審議を進めていく中で、もっと幅広く町民の方々の声を聴く機会を作られるのではないかと思います。まちづくり基本条例そのものが王寺町町民の皆さんのまちづくりの基本として作られ、それをみんなで守り育てていくことになるかどうか、本当に町民のものになるかどうかは、作っていく段階でも問われているということを強調しておきます。もちろん形式的には、住民代表が議決をしますので、住民が作るということになるのですが、まちづくり基本条例というものは町民の皆さんが、自らが考え、知恵を絞り、多くの町民の皆さんと議論を重ねながら、それぞれの納得を得ながら作ることで初めて町民の手でできた条例と言えるのではないかと思います。そうしていくことがまちづくりの本来のあり方ですし、まちづくり基本条例がその手順を外すわけにはいきません。

加えて、町民の皆さんの胸の内に落ちたものでなければ、これからのまちづくりを将来の王寺の町の中でこの条例を運用、活用できないでしょう。そうした本当に使える条例、使われる条例にしていくためにも、この条例作りの最初の段階から多くの町民の方々に関わっていただき、自らの条例として考え、役に立つような条例に仕立て上げていくことが重要ですし、より多くの住民の皆さんに関心と共感を持ってもらう条例の作り方を進めなければなりません。全ての住民の方々がこの条例の利害関係者になるのではないかと思います。この条例を通じて様々な地域の課題が解決されていく可能性を秘めている、そういった大事な枠組みです。そんなこともあわせて考えながら、これからの条例作りに皆さんと取り組んでいければと思います。

【委員】

この条例を導入された先行地域の中で、この条例を制定したことによってどういう効果があったのか、特にどういうメリットがあったのか、事例を紹介していただけるとありがたいです。

【会長】

この条例を作ったけれどあまり変わらなかったという事例はありますが、条例があることでマイナスというのは聞いたことがありません。そんな中で有名なのは、比較的最初のころに作った北海道のニセコという町です。ニセコ町はこの条例を作ることで、住民の皆さんがまちづくりに関心を持って、その後の町政運営においても条例をてこにして、いろんなまちづくりの場面で住民参加を積極的に進められました。まちづくりのいくつかの具体的な計画について、そもそものところから、住民の方々と一緒に作っていく仕組みが出来上がったと聞いています。

こういった大きな成功の話もありますが、自治基本条例あるいはまちづくり基本条例の制定を通じて、地域の自治意識が高まり、従来あった地域団体の活動が活発になったことで、地域の自治の仕組みが条例化され、地域の自主的な活動を積極的に果たされるようになった、というように、まちづくり基本条例に触発されているような活動が生まれたり、新しい制度が生まれたりするケースはたくさんあります。

今後も、良い事例はたくさん紹介したいと思います。

【委員】

王寺町のまちづくり基本条例を定めるにあたって、全ての住民が納得する目的を定めることができるのか、難しそうだという印象を受けました。

良い方向に動くようにするためには、やはり仕組みだと思います。参加する義務、責務があるといっても参加しなければそれはもったいないことになります。

また、大事なことはしっかり評価することだと思います。評価の仕方は難しいと思いますが、作るときには個別にどうプラスになるのか考えた方が良くと思いました。具体的なもので議論しないと、作ったものがどうなるのか分からないので、想像を働かせて、この場合はどうなるのか、考えていかなくてはならないと思います。

【会長】

まちづくり基本条例は基本的な原理原則にとどまっています。理想を実現していこうとすれば、まちづくり基本条例に基づいた個別の計画づくりを進めるということになります。

住民参画では、具体的な住民参加の手法を定めた別の条例をつくるということです。まちづくり基本条例はあくまでも基本条例です。これに基づいてまちのことを考え、運用しながら活動していけばこの条例の狙いに添って具体的な活動が生まれてきます。逆に言うと、活動が生まれてくるような基本の理念や原則を定めておくということになるだろうと思っています。

評価という言い方をさせていただきましたが、この条例に基づいて行政が動いているかチェックをしたり、市民の活動が上手くいっているかチェックをしたりすることも同時に必要です。場合によっては、新しい別の計画を作ったり、条例を見直したりすることもあるかと思っています。

この条例が持つ大きな可能性、行政そのものが成長していく姿を考えていただければと思っています。

【委員】

具体的なものを見ながら抽象的なものを検討していくときはどういったバランスでこの条例をかんがえていくのがいいのか教えていただきたいです。

【会長】

今後、みなさんと議論しながら、考えながら、ということになります。例えば、住民参画で考えると、総合計画を作るときにも住民参加型で行ったけれど、上手くはたらいたのか、多くの住民さんに来てもらえて、そこでの声が聞こえてきて、活かされたのか、というようなところを合わせて

議論しながら、住民参画の考え方や基本的な条件を考えていくということになります。

個別具体的な問題を、共通の理念として多くの人たちが共有できるものにどう組み替えていくのかという作業が、まちづくり基本条例を考える時の重要なポイントになってくると思っています。

【委員】

総合計画がすでに作られています、まちづくり基本条例との具体的な関係性について教えてください。

【会長】

まちづくり基本条例の一つの条項として、総合計画の策定を入れているところもあります。まちづくりの方向を具体的に実現していくための一つの手立てが総合計画ということです。

【委員】

まちづくり基本条例は抽象的なもので、具体性を持ったものではないということでしょうか。

【会長】

まちづくり基本条例で、総合計画を作れと言うことはできますが、その中身をどうするかということは、その時の地域の皆さんの考え方、行政の取り組む力によって出来上がります。

【委員】

まちづくり基本条例では、町への夢や憧れ、理想を述べればよいということでしょうか。

【会長】

そうです。それをどう具体的に落とし込むかというのは、その後の作業となります。実現しようと走り出すための枠組みや考え方の方向づけをするのがこの基本条例の役割となります。

【委員】

王寺町の十七条憲法を作るというようなイメージでよいでしょうか。

【会長】

そういったイメージで結構だと思います。

【委員】

憲法は基本的には公権力を制御するというのが前提ですが、まちづくり基本条例が憲法のようなものだとすると、町民が巻き込まれて、町民に対する義務を求められるということになると、ここで議論してよいのかと勝手に思います。

私としては、まちづくりはかなり自発的なもので、この町の住民が色んな形で町を良くするために関わっていき、それが重なっていった結果として良い町ができるというイメージを持っています。

こういった形で作ってしまうと、上から押し付けられるイメージを持ってしまいました。

また、町長がおっしゃる「参画と協働」は非常に良いと思いますが、今日話を聞くと、住民投票の話など、住民を巻き込んで参画してもらって協働でやろうという以上のものが組み込まれているように思いました。

こういった条例を作ってしまうと、その通り運営できているのかのチェックの人件費が余計にかかってしまうのではないのでしょうか。働き方改革と言われている中で、自治体職員の仕事を増やすようなことをするのはどうなのでしょう。

【会長】

憲法は基本的には権力を拘束するための存在であるというのはその通りですが、それは権力がきちんと国民のために使われるために拘束をします。行政や議会のあり方については、義務付けや努力義務が課されるというのが一般的に出てきます。

住民側については、参加の権利あるいは協働の権利について申し上げています。自発的な活動ができる環境づくりがしやすい条件をどう作るのかがこの条例の役割となります。この町を一緒に作っていくという広い意味での責務というのはあります。ここで暮らすという意味での責務は必ずありますが、それ以上のことを新たに課すことはありません。自発的な活動をしやすくするため、そして住民のみなさんがこの条例を見て、「こんなやり方もあったのか。」と、気づいていただく、知っていただくための条例にもなるのではないかと思います。

7. 今後の審議内容及びスケジュールについて

資料5、6に基づいて、条例策定のスケジュールおよび審議会の進め方について、事務局より説明を行ったのち、質問・意見交換が行われた。

【委員】

次回以降の開催時間は今日と同じ時間を考えておられるのでしょうか。

【事務局】

はい。同じく午後7時からの開催で考えています。

【委員】

先進地研究の日については、時間が変わってくるということですか。

【事務局】

お招きするのであればこの時間に合わせてもらうこともありますが、赴くのであれば時間が変わるということはありません。

【委員】

第5回審議会開催予定日の12月第2金曜日はみなさんの予定が入りやすい時期だと思いますので、

今の内から外してはいかがですか。

【事務局】

今のところ開催させていただく予定ですが、多くの方の都合が悪いということがあれば今後の進行の中で検討させていただきます。

8. その他.

・次回以降の審議会の公開などについて

事務局より、第2回以降の審議会を公開し傍聴を可能としたい旨、提案があった。委員からの異議はなく、了承された。

【会長】

庁内の傍聴規定等ふまえて、会議冒頭での説明を行うとよいでしょう。

・その他意見

【委員】

タウンミーティングもありますが、総合計画の審議会で開催した時は参加が少なかったので、やり方は工夫が必要でしょう。

【委員】

審議会の様子は、タイムリーに発信されるのか。フェイスブック「雪丸おさんぽタイム」などで発信をするとよいのではないのでしょうか。

【事務局】

議事録の公開は行いますが、取りまとめ作業の都合上、すぐにとというのは難しいです。「雪丸おさんぽタイム」で「開催しました。詳しくは後日、議事録で公開します」という程度であれば、できるかもしれません。議事録は2週間程度で公開すると思いますが、発信方法やタイミング・頻度について事務局内で検討し、次回冒頭に委員の皆さんにご相談させていただきます。

以上